

## 1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画検討委員会の設置

本組合においては、平成 15 年 3 月に基本計画を見直し、循環型社会の形成に向けた様々な施策を実施してきたところであるが、前回の見直しから 5 年が経過したことに伴い、現在の基本計画を新たに見直すこととした。

見直しにあたっては、構成市の基本計画との整合を図ることが望ましいことから、構成市の市民や学識経験者などで構成する一般廃棄物（ごみ）処理基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を組織し、その事務局を本組合に置き、委員会から基本計画の素案について提言を受け策定することとした。

### ○ 委員会の開催状況等

回数	月／日	開催場所	案件の概要
第 1 回	6／18	四條畷市	委員長・副委員長選任、年間スケジュール等
第 2 回	7／ 2	交野市	アンケート調査について ごみ組成調査について 施設見学について
第 3 回	7／12	四條畷市・交野市	本市、四條畷市、組合の施設見学
第 4 回	8／ 1	京都市	京都市北部クリーンセンターの見学
第 5 回	9／10	四條畷市	平成 14 年度基本計画について アンケート調査結果・ごみ組成調査結果報告 基本計画について
第 6 回	10／ 1	交野市	アンケート調査結果報告 基本計画について
第 7 回	10／22	四條畷市	基本理念について 基本計画について
第 8 回	11／ 5	交野市	基本理念の報告 減量化目標について
第 9 回	11／26	四條畷市	基本計画について
提 言	12／12	—	委員長・副委員長から組合管理者へ両市の素案の提言
第 10 回	3／24	四條畷市	完成した基本計画の報告会・組合素案の提言

○ 委員会設置要綱

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 四條畷市交野市清掃施設組合管理者(以下「管理者」という。)は、四條畷市、交野市(以下「関係市」という。)及び四條畷市交野市清掃施設組合が策定する一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「基本計画」という。)に関して、関係市及び四條畷市交野市清掃施設組合に提案することを目的とし、その目的を達成するため、学識経験者、公募等により選ばれた関係市の市民代表等を構成員とする一般廃棄物(ごみ)処理基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会からの提言を受ける。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画に関する事項について調査、研究及び審議し、基本計画に関して四條畷市交野市清掃施設組合管理者に提言する。

(組織)

第3条 委員会の委員は17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるものの内から、管理者が選任する。

- (1) 学識経験者(2名)
- (2) 関係市市民(四條畷市民4名、交野市民4名)
- (3) 関係市廃棄物関係団体等関係者(四條畷市2名、交野市2名)
- (4) 関係市職員(四條畷市交野市清掃施設組合の職員を含む)

(四條畷市1名、交野市1名、四條畷市交野市清掃施設組合1名)

3 前項第2号に規定するものは、公募により選考する。ただし、応募がなかったとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了した時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、学識経験者のうちから委員会で互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は原則公開とする。

- 3 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半で決する。
- 6 会議には委員の他、委員長が必要と認めたものを出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(費用)

第7条 委員に報償金を支給する。

- 2 前項に規定する報償金の額は、管理者が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、四條畷市交野市清掃施設組合及び関係市が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

○ 委員会名簿

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画検討委員会委員名簿

区 分		氏 名	備 考
1号	学識経験者	はな しま あつ こ子 花 嶋 温 子	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科講師
		すず き やす ふみ 鈴 木 靖 文	特定非営利活動法人 環境安全センター
2号	四條畷市民	うえ はら ひろ ゆき 上 原 裕 之	
		たか た かず お夫 高 田 一 夫	
		よし た ひろ み美 ・ 田 博 美	
		む とう ふさ こ子 武 藤 房 子	
	交野市民	さか もと しげ よ代 坂 本 茂 代	
		なか むら まさ お男 中 村 政 男	
		あお き まもる 青 木 司	
		やま もと むつ こ子 山 本 睦 子	
3号	四條畷市廃棄物関係団体	よこ い ひさ こ子 横 井 尚 子	再生資源集団回収促進協議会
		きた た すみ こ子 北 田 澄 子	消費生活友の会
	交野市廃棄物関係団体	さか なが たもつ 阪 長 保	交野市ごみ減量化・リサイクル推進市民会議
		よ なが みやこ 代 永 京	消費生活問題研究会
4号	関係市職員	にし はた よし お夫 西 端 善 夫	四條畷市市民生活部長
		う じ まさ ゆき 宇 治 正 行	交野市環境部長
		かん た いち ろう 神 田 市 朗	四條畷市交野市清掃施設組合事務局長

## ○ 委員会傍聴要領

### 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画検討委員会の会議の傍聴要領

#### （目的）

第1条 この要領は、四條畷市、交野市の審議会等の会議の公開に関する指針を踏まえ、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （会議の公開及び傍聴定員）

第2条 会議は公開するものとする。ただし、検討委員会が必要と認める場合は公開しないこととすることができる。

2 会議を傍聴することができる者の定員は、設置された傍聴席の数とする。ただし、検討委員会は、会場等の都合によりこれを増減することができる。

#### （傍聴手続）

第3条 傍聴の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入し、係員の指揮により傍聴席に着かなければならない。
- (2) 傍聴者の受付は、会議の開会時刻の30分前から先着順に行うものとする。
- (3) 傍聴者の入場は、傍聴席が満員になったとき、又は会議の閉会時刻をもって終了する。
- (4) 傍聴者の交替は、認めないものとする。
- (5) 傍聴者の途中退場は、これを妨げない。

#### （傍聴できない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり及びプラカードの類を携帯している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

#### （傍聴者の遵守すべき事項）

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章及びたすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を受けた者は、この限りではない。

(係員の指示)

第7条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、この要領の定めに従うことを命じ、なお、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年6月18日から施行する。

○ 委員会委員長提言

平成20年3月24日

四條畷市交野市清掃施設組合  
管理者 四條畷市長 田中 夏木 様

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画検討委員会  
委員長 花嶋 温子

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画検討委員会にて慎重に検討を重ねてまいりました「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」につきまして、別添の通り素案を取りまとめましたので提言いたします。

なお、今後はこの提言を真摯に受けとめ、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を作成され、市民・事業者・行政・地域が一体となって、ごみ行政の推進に努められますよう要望いたします。